

本荘地域における学校再編について（最終報告）

令和7年4月28日

由利本荘市教育委員会
教育長 秋山正毅 様

本荘地域学校再編委員会
委員長 松本真一

協議事項：「鶴舞小学校児童の通学方法」、「本荘東小学校児童の通学方法とスクールバス運行計画」等について

鶴舞小学校及び本荘東小学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）より、協議の結果を取りまとめた「提案書」（別紙）が提出され、本荘地域学校再編委員会（以下「当委員会」という。）において、当該提案書の内容について慎重に協議を行いました。

その結果、当委員会としては、準備委員会による提案内容を十分に尊重し、以下の事項について遺漏なく実施されることを望むものです。

1. 通学方法及びスクールバス運行計画について

通学距離が4 km 未満の児童については徒歩通学、4 km 以上（冬期間2 km 以上）の児童については遠距離通学の対象とする。なお、遠距離通学の対象範囲については町内単位を基本とする。

ただし、開校後に児童の居住地に変更が生じた場合など、通学の実情に変化があった際には、個別の状況に応じて通学方法の見直しを行うものとする。

- (1) 公共交通機関（路線バス）の沿線に所在する町内に居住する児童については、原則として路線バスを通学手段とし、当該児童に対しては通学定期券を支給するものとする。
- (2) 路線バスの停留所からの距離が遠く、通学に支障が生じると見込まれる町内については、スクールバスまたは借上バスを運行し、安全かつ確実な通学手段を確保するものとする。

2. 通学路について

通学路の設定にあたっては、児童の安全を最優先に考慮し、学校周辺及び校区内における安全な道路を優先的に選定するものとする。

そのうえで、以下の事項に十分留意しつつ、保護者との協議を経て、学校が通学路を設定するものとする。

- (1) 原則として、国・県・市が管理する道路（公道）であること。
- (2) 歩道があるところを優先すること。
- (3) 横断箇所は、横断歩道、信号機が設置されていること。
- (4) 車両交通量が比較的少なく、児童の通行をより安全に確保できること。
- (5) その他、交通安全面および防犯面の両面から適切な道路環境であること。

本荘東小学校の開校および市道薬師堂25号線の開通、国道107号線の道路拡幅工事などに伴い、交通の流れや交通量に変化が生じることが予想される。

このような状況を踏まえ、児童が安全に通学できる環境を整備するため、今後も引き続き警察等の関係機関と連携し、信号機や横断歩道の設置等について要望を行っていただきたい。

<付 言>

1. 協議事項について

路線バスの利用にあたっては、児童の安全確保を最優先とし、乗り遅れや乗り過ぎ等の事案にも適切に対応できるように努めていただきたい。

児童の円滑かつ安全な通学を実現するため、通学路の早期決定、登下校方法に関する検討を速やかに進めるとともに、スクールバスの運行に係る説明会を開催し、保護者等への十分な情報提供を行っていただきたい。

2. 本荘東小学校区における放課後児童クラブについて

本件については、現時点で様々な課題が存在していると認識しております。

関係者による十分な協議のもと、具体的な対応方針を早期に提示し、保護者等の不安解消に努めることが急務であります。

本課題について、貴教育委員会におかれましても、市としての重要な政策課題であるとの認識のもと、市長部局と十分に連携しながら、速やかかつ実効性のある対応を講じていただきたく存じます。

併せて、このような課題が生じた要因として、関係部局の連携不足が一因となっていたことも否めないことから、今後は、関係部局が連携して課題を共有し、横断的かつ組織的な対応体制を構築することが重要です。

また、合意形成に向けたプロセスそのものにも課題があったと受け止めており、関係者の理解が得られるよう、今後は丁寧な説明と具体的かつ緻密な計画づくりに努めることを強く要望します。